

令和 6 年診療報酬改定（その 6）
生活習慣病管理料 2 に関する注意事項

株式会社スカイ・エス・エイッチ
長谷川、小林、竹本、畑中

毎度お世話になり、ありがとうございます。
さて、令和 6 年診療報酬改定の生活習慣病管理料 2 の注意事項を下記の通り報告します。
—記—

以下例の 6 月以降、特定疾患療養管理料を外れる「高血圧症」と、外れない「胃潰瘍」の病名が両方ついており、生活習慣病管理料 2 を算定される場合の注意事項です。

R 6. 6. 1	院外	小林 肝炎	S50. 1. 1	49才	01内科	1002孫 悟空	ＤＱ検索
診区	入力コード	名称	数量・点数		番号	診療日	科
12	112007410	*C再診料			1	R 5. 6. 29	内
	112016070	時間外対応加算 1			2	R 5. 6. 28	内
	112015770	明細書発行体制等加算			3	H28. 8. 1	内
	112024370	外来感染対策向上加算（再診）	87 X 1	87	4	H27. 6. 8	内
13	tokutei	* 特定疾患療養管理料（診療所）	225 X 1	225	5	H26.10. 9	内
13	113707110	*生活習慣病管理料 2	333 X 1	333	6	H26. 4. 1	内
					7	H24.12.22	内
					8	H22.12.31	内
					9	H22. 7. 1	内
					10	H22. 6.16	内
					11	H22. 4.23	内
					12	H22. 4. 5	内
					13	H22. 4. 1	内
					14	H22. 1.13	内
					15	H22. 1.13	耳
					ＤＱ選択		
					科	病 名	
					内 糖尿病		
					内 ◎高血圧症		
					内 ◎胃潰瘍		

この場合、ORCA は「特定疾患療養管理料」を自動算定し「生活習慣病管理料 2」も入力できますが、両方は算定できません。どちらかの算定にしてください。

根拠

「生活習慣病管理料 2」に「特定疾患療養管理料」は含まれる。注 2 に含まれない項目があるが、「特定疾患療養管理料」は入っていない。

生活習慣病管理料（Ⅱ） 333 点

注 2 生活習慣病管理を受けている患者に対して行った区分番号 A 001 の注 8 に掲げる医学管理、第 2 章第 1 部第 1 節医学管理等（区分番号 B 001 の 9 に掲げる外来栄養食事指導料、区分番号 B 001 の 11 に掲げる集団栄養食事指導料、区分番号 B 001 の 20 に掲げる糖尿病合併症管理料、区分番号 B 001 の 22 に掲げるがん性疼痛緩和指導管理料、区分番号 B 001 の 24 に掲げる外来緩和ケア管理料、区分番号 B 001 の 27 に掲げる糖尿病透析予防指導管理料、区分番号 B 001 の 37 に掲げる慢性腎臓病透析予防指導管理料、区分番号 B 001-3-2 に掲げるニコチン依存症管理料、区分番号 B 001-9 に掲げる療養・就労両立支援指導料、B 005 の 14 に掲げるプログラム医療機器等指導管理料、区分番号 B 009 に掲げる診療情報提供料（Ⅰ）、区分番号 B 009-2 に掲げる電子的診療情報評価料、区分番号 B 010 に掲げる診療情報提供料（Ⅱ）、区分番号 B 010-2 に掲げる診療情報連携共有料、区分番号 B 011 に掲げる連携強化診療情報提供料及び区分番号 B 011-3 に掲げる薬剤情報提供料を除く。）の費用は、生活習慣病管理料（Ⅱ）に含まれるものとする